

「第2期秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）」に関する 意見募集（パブリックコメント）の実施について

県では、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行うとともに、当事者やその家族等の支援体制を整備し、当事者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる社会の構築に向けて、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条第1項に基づき、「秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、取組を進めてきました。

令和5年度は第1期計画の最終年度となり、現行計画における施策の進捗状況や国の動向等を踏まえ、「第2期秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定を進めております。

つきましては、この計画に対する県民の皆様からの御意見を募集しますので、下記によりお寄せくださるようお願いいたします。

1 計画の名称

「第2期秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）」

2 意見の提出期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月17日（水）（必着）

3 関係資料の閲覧方法

（1）インターネットでの閲覧

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」

<https://www.pref.akita.lg.jp/>

「美の国あきたネット」→「部署別一覧」→「健康福祉部」→「障害福祉課」

（2）印刷物の閲覧

閲覧場所

- ・秋田県健康福祉部障害福祉課（県庁本庁舎2階）
- ・秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）
- ・秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

閲覧期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月17日（水）まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く

閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。
意見書の様式を用意しておりますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載
されていれば、所定の様式によらなくても差し支えありません。

電話や口頭での受付や回答はいたしませんので、御了承ください。

5 意見提出の際の留意事項

郵便、ファクシミリ、電子メールいずれの方法で提出される場合も、提出さ
れる方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、
提出意見として扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表し
ます。その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合
は、整理し、まとめて公表することがあります。また、計画案に対する賛成、
反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改
めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県健康福祉部障害福祉課 調整・障害福祉チーム

住 所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

F A X：018-860-3866

電子メール：Shoufuku@pref.akita.lg.jp